スワップボディコンテナ車両利活用促進に向けたガイドラインについて

- これまで、スワップボディコンテナ車両は相互利用を可能とする標準的な仕様が存在せず、特定メーカーの車体と荷 台の間でしか脱着ができないこと等の理由から、効果的な利活用や導入拡大が進められてこなかった。
- 関係者が今後の利活用を促進できるよう、相互利用を可能とする車体と荷台の標準的な仕様に加え、効率的な管理・ 運用方法等を事例とともに取りまとめた『スワップボディコンテナ車両利活用促進に向けたガイドライン』を策定。

スワップボディコンテナ車両利活用促進に向けた検討会【平成30年10月~平成31年2月(全3回開催)】

検討会構成員

- ○荷主関係
- (公社)日本ロジスティクスシステム協会
- (株)ホームロジスティクス
- ○自動車運送関係
- (公社)全日本トラック協会
- 佐川急便(株)
- 富士運輸(株)
- ○自動車製作関係
- (一社)日本自動車工業会
- ○自動車架装関係
- (一社)日本自動車車体工業会
- 日本トレクス(株)
- 日本フルハーフ(株)
- (株)パブコ
- SGモータース(株)
- ○行政
- 経済産業省商務・サービスグループ
- 消費・流通政策課物流企画室長
- 国土交通省自動車局貨物課長
- 国土交通省総合政策局物流政策課長 【議長】
- 国土交通省大臣官房参事官(物流産業)
- 国土交通省総合政策局物流政策課企画室長 【事務局】



「スワップボディコンテナ車両〕

ガイドラインの概要

【平成31年3月策定】

(1) スワップボディコンテナ車両とは

- ・脱着方法や一般的な運用方法の概要
- ・物流センターの注意点(用地の要件、空コンの保管場所)等

(2) ガイドラインの位置づけ

- ・ガイドラインの対象をトラック輸送に特化
- ・スワップボディコンテナ車両活用による効果(①物流センター全体の生産性向上、②荷役分離のドライバーへの効果、③トレーラー同様の脱着運用、④中継輸送、⑤荷主と運送事業者の取引環境の見える化)
- ・ガイドラインの活用ポイント(荷主、運送事業者、車両メーカー、架装メーカー)等

(3) 相互利用を可能とする標準的な仕様

- ・エアサス機構でキャリアを上下させることを前提
- ・コンテナフロア寸法やキャリアとコンテナの緊締位置等の設定
- ・保安基準等の関係法令に影響するものではない旨を明記等

(4) スワップボディコンテナ車両導入検討フロー

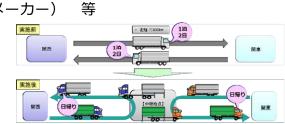
- ・導入に向けた荷主と運送事業者それぞれの観点を洗い出し
- ・発着荷主の調整や検品に係る契約条件による運用方法の違い等を解説等

(5) 今後の普及に向けて

- ・多様なニーズ(コンテナサイズ、モーダルシフト)に対する検討課題
- ・相互利用を促進するピクトグラムの表示 等

【参考資料】

- ・現在の支援メニューと中継物流拠点
- ・事例集(倉庫の生産性向上・女性活躍・中継輸送・海外事例・乗務員教育)等



25m以上必要

【物流センターの注意点の例】

【中継輸送の労務効果】



「拠点間輸送の活用例]

【欧州の冷蔵・冷凍対応例】



【女性活躍事例】